

○総務省告示第百七十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号17(4)の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十七日

総務大臣 川端 達夫

第三項第一号(1)注1中「八六〇MHz」を「七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHz」に改め、同項第二号(2)の表三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。）の項を次のように改める。

三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八六〇MHz以上八九〇MHz以下（七一八MHzを超え七四八MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
---	-------------------------------------

<p>四七〇MHz以上七一〇MHz以下</p>	<p>MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下並びに九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の電波の周波数を使用するものにあつては八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)</p>
<p>七七三MHz以上八〇三MHz以下</p>	<p>任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(一)二六・二デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に限る。</p> <p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル以下の値。ただし、七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)に限る。</p>

第三項第二号(2)の表九四五MHz以上九六〇MHz以下の項不要発射の強度の許容値の欄中「九四五MHz以上九六〇MHz以下」を「七一八MHzを超え七四八MHz以下及び九〇〇MHzを超え九一五MHz以下」に改め、同表の注に次のただし書を加える。

ただし、四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下、九四五MHz以上九六〇MHz以下、一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下の周波数帯にあつてはこの限りでない。